

令和8年度 松阪市介護保険サービス事業者等集団指導
松阪市 防災対策課

洪水・土砂災害に備えて

(地域密着型サービス事業所編)

* この動画は、「VOICEVOX：No.7」
を使用して作成しています。

避難情報と警戒レベル

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1
~~~~~ <b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;</b> ~~~~~			
4	 災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	 災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※2</b>
2	 気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	<b>レベル2</b> 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	<b>早期注意情報</b> (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、**警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。**  
また、警戒レベル相当情報(氾濫発生情報、土砂災害警戒情報など)が発表されたとしても、必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発令されるものではありません。
- ※2 警戒レベル3は、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人など、避難に時間がかかる人は避難を開始するタイミングです。  
それ以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

# 避難情報と警戒レベル

## 防災体制＞避難開始のタイミングの考え方

- 避難開始は、原則として市町から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。ただし、利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、この発令を待つことなく早めに避難を開始することが必要です。
- 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害の発生が切迫するおそれがある場合には日没までの立退き避難を完了するようにしましょう。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、利用者の安全確保につながります。事前休業の実施基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要です。

警戒 レベル	1	2	3	4	5
避難 情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	氾濫、大雨、高潮、 土砂災害注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の 行動	情報収集 	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断 	避難開始 	避難完了 	

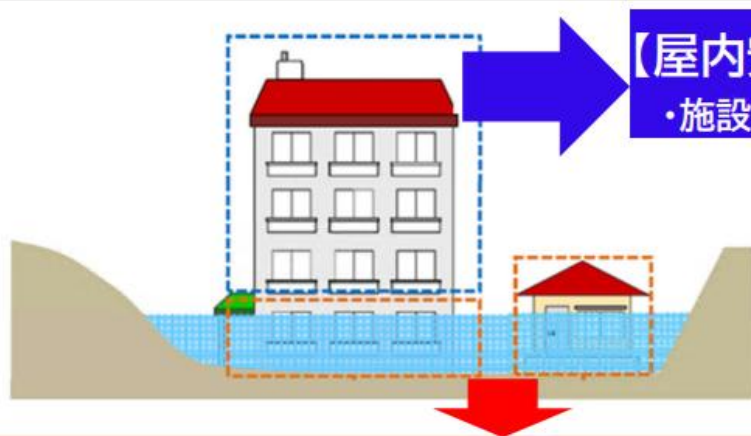
出典：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」より加工して作成 11  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>



# 避難先の検討

## 参考・避難先の検討(1/3)

- 立退き避難は、浸水想定区域等の災害リスクにある場所の施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本です。
- 浸水想定区域等の災害リスクのある場所の施設であっても、浸水深より高い階に移動することによって、利用者の安全を確保することが可能な場合があります。こうした施設で、施設内に留まって避難するのが「屋内安全確保」です。



### 【屋内安全確保】

・施設の浸水深より高い階

注意: 浸水が継続する間生じる可能性がある支障を許容できること。  
(水、食糧、薬等の備蓄品の確保、電気、ガス、トイレ等の利用可能か確認)。

### 【立退き避難】

- ・系列の施設や同種・類似の施設
- ・市町が指定する指定緊急避難場所や指定(福祉)避難所
- ・近隣の安全な場所
- ・宿泊施設

みえ防災・減災センター

「社会福祉施設等の避難確保計画作成支援資料」より

# 避難先の検討

## 参考・避難先の検討(2/3)

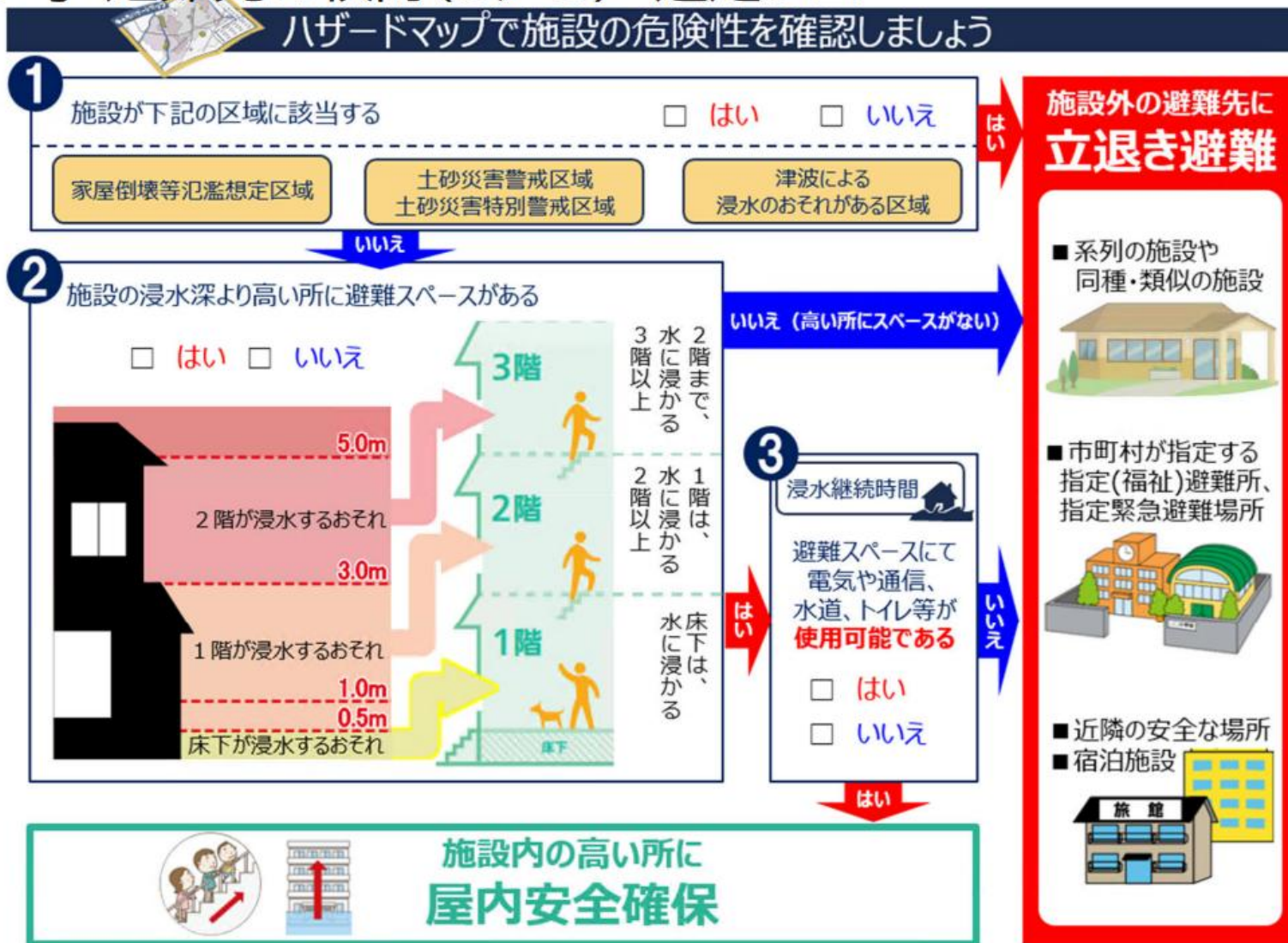
○ 避難先は、災害の種類に応じた場所を選定しましょう。次のページに選定フローを示しますので確認してください。

災害種類	洪水		雨水出水
想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域  	浸水のおそれがある区域  	浸水のおそれがある区域  
災害種類	土砂災害	津波	高潮
想定区域	土砂災害(特別)警戒区域  	浸水のおそれがある区域  	浸水のおそれがある区域  
  このオレンジ色の災害は、 家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります！			



# 避難先の検討

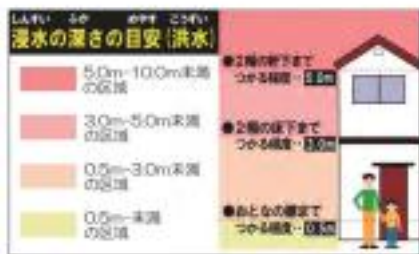
## 参考・避難先の検討(3/3) 選定フロー



# 災害リスクの確認

## 災害リスクの確認(洪水等で想定される浸水深)

- 市町が公表している洪水ハザードマップ等には、想定される浸水深が示されています。この情報は、国や県が公表している浸水想定区域でも確認できます。
- 浸水深が0.5～3.0m未満の場合は、1階の居室が浸水します。
- 浸水深が3.0～5.0m未満の場合は、2階の居室が浸水することになります。
- 浸水しない避難スペースがない場合には、屋内安全確保は選択できません。



出典)周南市洪水ハザードマップ



出典：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」より加工して作成  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>

# 防災気象情報の確認

## <注意報・警報>

気象庁HP ⇒ 「防災情報」「キキクル」等

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

## <雨量・水位の動向など、県内の災害に関する情報>

防災みえ.jp ⇒ 「緊急時お役立ち情報」

<https://www.bosaimie.jp/>

## <土砂災害に関する情報>

三重県土砂災害情報提供システム ⇒ 「土砂災害危険度情報」

<https://www.sabo.pref.mie.jp/>



# 防災気象情報の確認

## 早期注意情報(警報級の可能性)

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として[高]、[中]の2段階で発表しています。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいいため、可能性が高いことを表す[高]だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]も発表しています。

大雨、高潮に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

# 防災気象情報の確認

翌々日まで

- ・天気予報と合わせて発表
- ・時間帯を区切って表示

3日先～5日先まで

- ・週間天気予報と合わせて発表
- ・日単位で表示

〇〇県〇〇地方	1日	2日				3日		4日	5日	6日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	—	[中]	[高]	[中]	—	—	—	—	—	—
土砂災害	—	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
暴風(雪)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
波浪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高潮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[高]: 警報を発表中、または、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を時系列情報で確認してください。

[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

※ 警戒レベルとの関係

早期注意情報(警報級の可能性)*……【警戒レベル1】

*大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]または[中]が予想されている場合

# 避難情報の伝達手段

## 【避難情報の伝達手段】

- ・緊急速報メール(エリアメール)
- ・防災行政無線
- ・市ホームページ
- ・SNS(Facebook、Xなど)
- ・Yahoo!などの情報系サイト
- ・スマートフォンの防災アプリ  
(Yahoo!防災速報 など)
- ・テレビ(L字テロップ、データ放送)、ラジオなど



# 避難情報の伝達手段

## 参考・防災気象情報や避難情報の収集

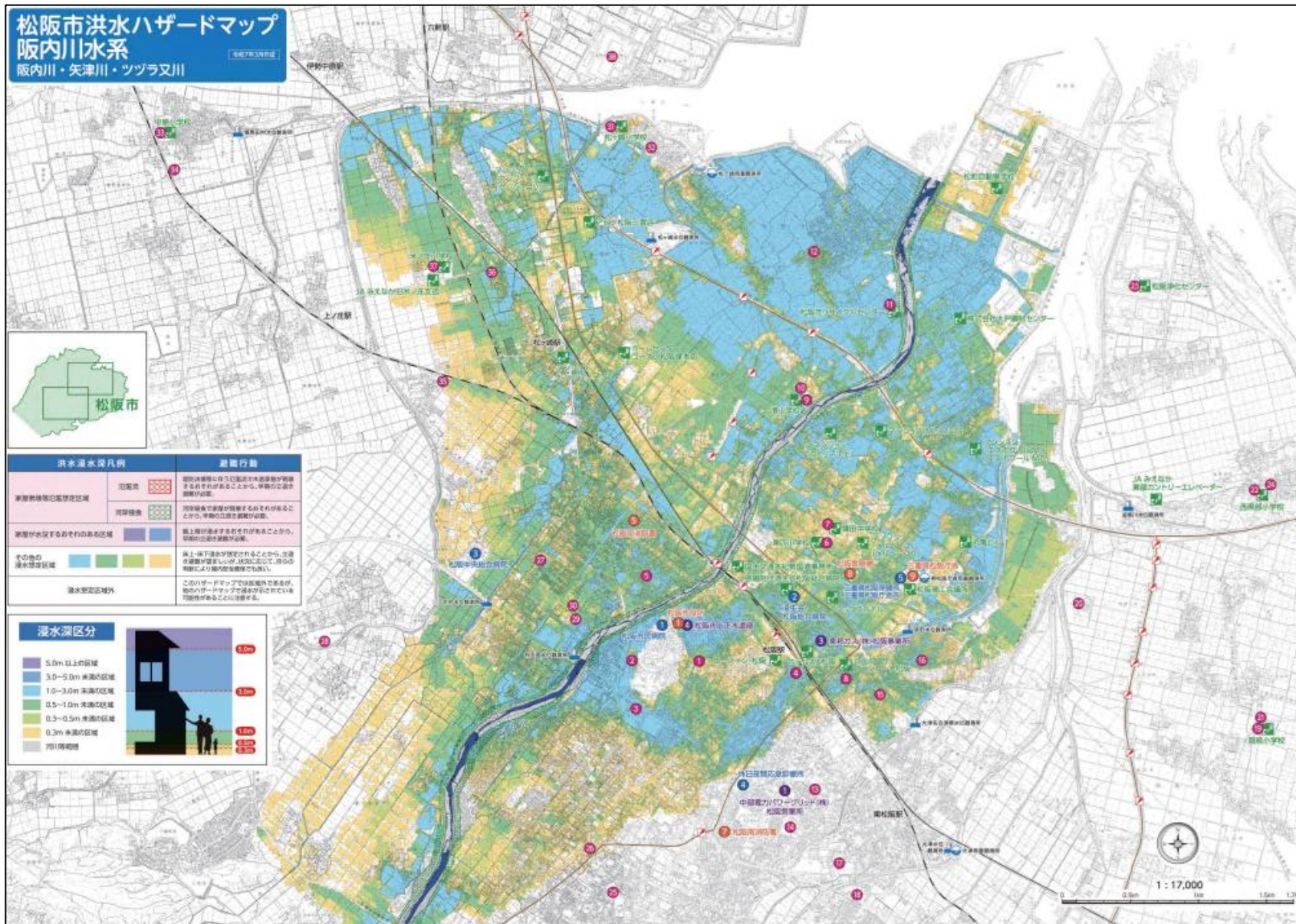
- 防災気象情報や避難情報は、初動体制の確立や避難開始の判断等をするために必要なものです。
- 収集する情報の内容や入手方法、伝達する情報の内容と伝達先をあらかじめ決めて確認しておきましょう。

種 類	名 称	入手手段 と 伝達イメージ
台風等の情報	■週間天気予報、天気予報     ■台風情報     ■早期注意情報	□テレビのデータ放送 □ラジオ    災害級の大雨が予想されています。今後の情報に注意してください。   台風進路や大雨の予想情報を確認   情報伝達    台風の大雨により施設が浸水するかもしれません
雨の情報	■レベル2大雨注意報     ■レベル3大雨警報     ■レベル4大雨危険警報     ■レベル5大雨特別警報     ■レベル2土砂災害注意報     ■レベル3土砂災害警報     ■レベル4土砂災害危険警報     ■レベル5土砂災害特別警報     ■降水短時間雨量予測     ■キキクル(危険度分布)	□インターネット    大雨や川の水位の最新情報を確認   川の水位がキケンです   報告   連絡   統括指揮者   地域の避難支援者   避難をするので手伝ってください
河川の情報	■レベル2氾濫注意報     ■レベル3氾濫警報     ■レベル4氾濫危険警報     ■レベル5氾濫特別警報	□防災情報メール □スマートフォンアプリ    避難情報が発令されました   共有   施設関係者全員   連絡   保護者   今から〇〇施設へ避難します。
避難の情報	■警戒レベル3(高齢者等避難)     ■警戒レベル4(避難指示)     ■警戒レベル5(緊急安全確保)	

出典：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」より加工して作成  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>



# 洪水ハザードマップの確認



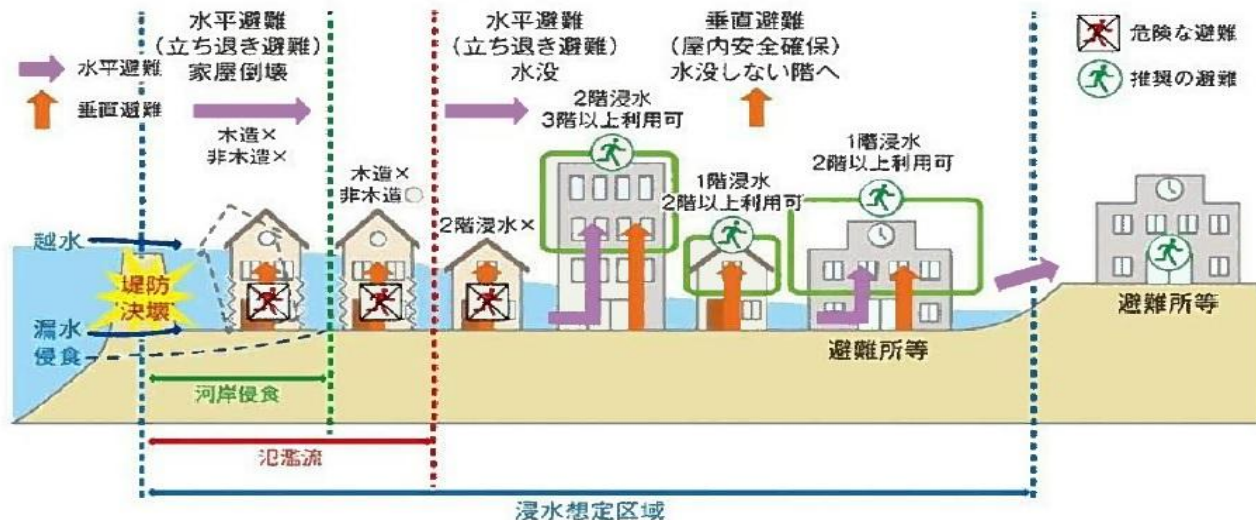


# 洪水ハザードマップの確認

## 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防が決壊することで発生する激しい流れにより、家屋などが流されるおそれのあるエリアです。

- **河岸浸食**   
家屋の構造に関係なく、土台ごと流されるおそれのあるエリア
- **氾濫流**   
木造家屋が流されるおそれのあるエリア



平成28年8月台風第10号【北海道開発局提供】  
(北海道上川郡・十勝川水系ペケレベツ川)



平成29年7月九州北部豪雨【九州地方整備局提供】  
(福岡県朝倉市・筑後川水系桂川)



# 土砂災害への警戒

- ・ 気象情報を確認する。  
**土砂災害の発生は？**

土砂災害  
危険度情報

## 気象・土砂災害危険度情報

土砂災害警戒情報は、大雨で土砂災害発生の危険性が高まった時、三重県と津地方気象台が共同発表する気象情報です。雨が降り始めたら、気象情報や土砂災害危険度情報、避難に関する情報（市町からの避難指示）に注意し、早めに避難しましょう。避難に関する情報は「防災みえ.jp」で確認できます。本システムでは、警戒レベルを用いた情報提供を開始しています。（詳細はこちら）

### 土砂災害危険度情報

土砂災害警戒情報を補足するための情報  
地域の詳細な土砂災害危険度

11:30 現在



クリックして詳細を表示

災害切迫	レベル5相当
危険	レベル4相当
警戒	レベル3相当
注意	レベル2相当

解説

### 気象情報

土砂災害に関する気象情報

発表なし



クリックして詳細を表示

大雨特別警戒	レベル5相当
土砂災害警戒情報	レベル4相当
大雨警戒	レベル3相当
大雨注意報	レベル2相当

解説

### レーダー雨量

気象庁レーダーによる降雨分布

11:30 現在



クリックして詳細を表示

80-	20-30	1-5
50-80	10-20	0-1
30-50	5-10	

(mm/60min)

解説

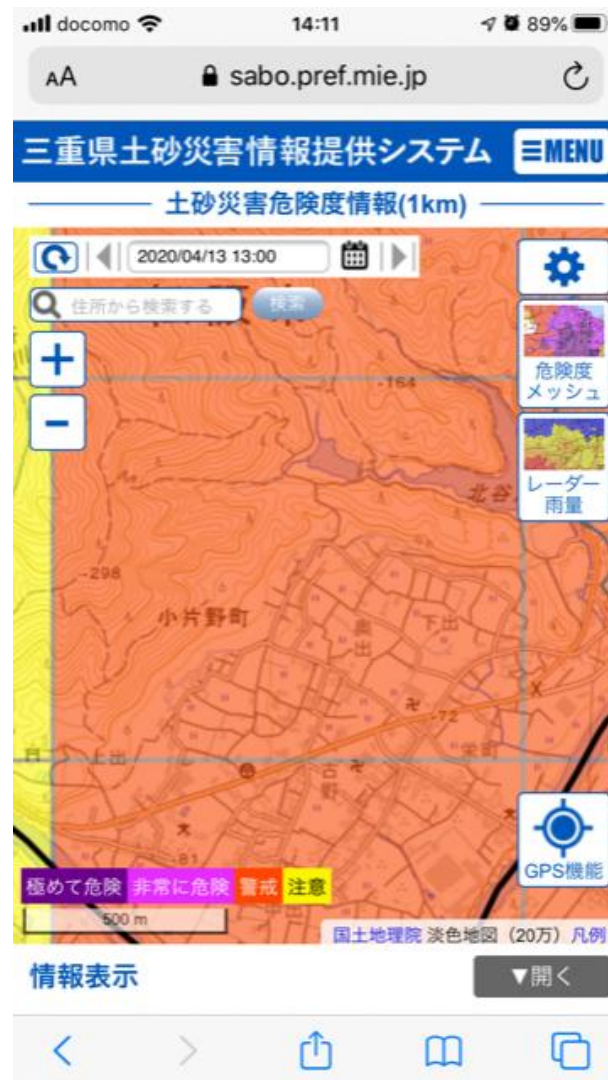
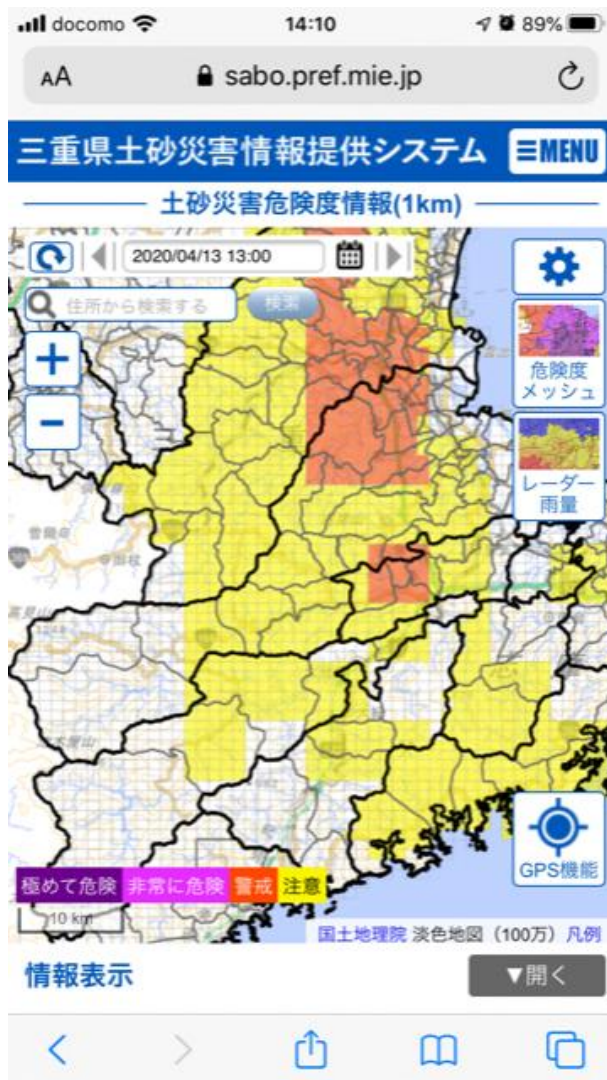
スマートフォン向けサイト



<https://www.sabo.pref.mie.jp/sp/>

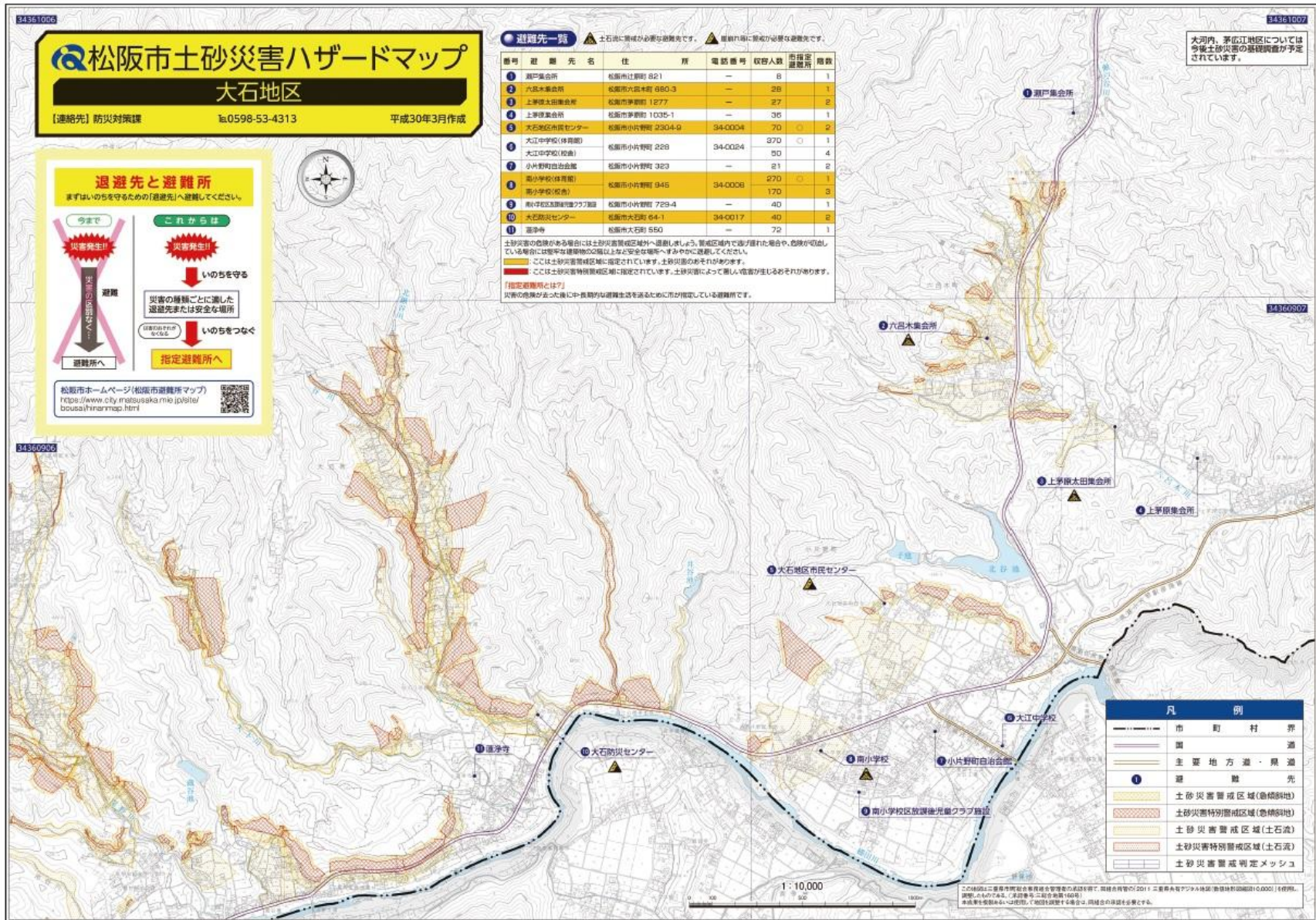
# 土砂災害への警戒

2020.4.13 大雨警報時





# 土砂災害ハザードマップの確認





# 気象情報のメール配信サービス

## 防災みえ.jp メール配信サービス

### <配信される情報>

- ・気象情報  
⇒気象警報・注意報、土砂災害警戒情報、  
記録的短時間大雨情報
- ・地震情報、津波警報・注意報
- ・台風情報
- ・河川水位に関する情報 など

### <登録方法>

[a@bosaimie.jp](mailto:a@bosaimie.jp) に空メールを送信して登録。

※QRコードからもメール送信できます。



# 三重県公式防災アプリ

## 三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」

### ■「みえ防災ナビ」とは

県では、今後予想される、南海トラフ地震などの災害発生に備え、県民の皆さんや県内に旅行に来られる方の避難を支援するための各種防災情報を提供する三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用しています。

発災時に、ご自身またご家族の命を守るため、多くの方にご活用いただきますようお願いいたします。

スマートフォン向け三重県公式防災アプリ

# みえ防災ナビ

いざという時、  
避難に必要な情報を届けます

地震・気象情報

避難場所等

ハザードマップ





# 情報の入手

## 防災行政無線テレホンサービス

 0598-25-6045

市が屋外に設置している防災行政無線が聞き取れなかった場合、放送した内容を電話で聞くことができます。

## 松阪市防災電話サービス(登録要)

携帯電話をお持ちでない方など、携帯電話・スマートフォンでの情報取得ができない方を対象に、自宅の固定電話に音声ガイドでお知らせする「松阪市防災電話サービス」を行っています。

# 退避先と避難所

## 【退避先(指定緊急避難場所)】

⇒ 災害による危険から身を守るために、一時的に避難する場所

(例) 公園や広場などの広い場所  
津波緊急一時避難ビル

## 【避難所】

⇒ 一定期間、避難生活をする施設

(例) 小学校や中学校  
地域の集会所・公会堂など

# 退避先と避難所

## ◆ 指定避難所・・・小中学校等の公共施設

⇒ 地域への支援拠点となる避難所

⇒ 公的備蓄の実施、支援物資の受け入れ拠点

## ◆ 地区避難所・・・地域の集会所など

⇒ 指定避難所を補完するために、地域が独自に開設・運営する避難所

## ◆ 福祉避難所・・・民間の福祉施設など

⇒ 一般避難所では生活が困難な高齢者・障がいのある方などを、スクリーニングをして移送



# 避難所開設の順番

## 【指定避難所】

◆ 第1次避難所  
小学校など



◆ 第2次避難所  
中学校、体育館機能等を持つ公共施設



◆ 第3次避難所  
高等学校など

# 緊急時の連絡先

## 松阪市災害対策本部

 0598-22-4700

※災害が発生していない平常時や、災害対策本部を設置しない軽微な災害の際に被害等が発生した場合、また気象警報の解除による災害対策本部の廃止後は防災対策課(☎ 0598-53-4313)へ。

# 水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

## 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

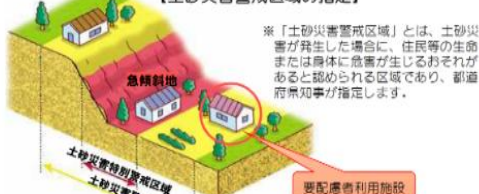
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】

【土砂災害警戒区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- |                           |                  |        |
|---------------------------|------------------|--------|
| (社会福祉施設)                  | (学校)             | (医療施設) |
| ・老人福祉施設                   | ・幼稚園             | ・病院    |
| ・有料老人ホーム                  | ・義務教育学校          | ・診療所   |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・小学校             | ・診療所   |
| ・身体障害者社会参加支援施設            | ・高等学校            | ・診療所   |
| ・障害者支援施設                  | ・中等教育学校          | ・診療所   |
| ・地域活動支援センター               | ・専修学校(高等課程を置くもの) | ・診療所   |
| ・福祉ホーム                    | ・母子・父子福祉施設       | ・診療所   |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設       | ・母子健康包括支援センター    | ・診療所   |
| ・保護施設                     |                  |        |

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

## 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

➢ 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施  
➢ 自衛水防組織の業務(※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)  
➢ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。

- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

## 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。  
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

## 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

!

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



## 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver.4.2 (H29.6.19)



# 避難確保計画作成の対象施設

## ◆対象施設

- ・水害(洪水・高潮等)の浸水想定区域内にある施設
- ・土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域(イエローゾーン)あるいは土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内にある施設

※対象施設は松阪市地域防災計画に位置付けられてます  
(松阪市地域防災計画は松阪市ホームページで確認できます。)

## ◆避難確保計画の提出先

- |          |               |
|----------|---------------|
| 介護施設     | → 健康福祉部介護保険課  |
| 障がい者施設   | → 健康福祉部障がい福祉課 |
| 幼稚園・保育園  | → こども局こども未来課  |
| 学校       | → 教育委員会 学校支援課 |
| 放課後児童クラブ | → 教育委員会 生涯学習課 |

# 水防法・土砂災害防止法上の義務

令和3年7月の法改正により  
訓練結果報告が義務化されました。

- ✓ 避難確保計画の作成
- ✓ 避難確保計画に基づく訓練の実施および  
訓練結果の市町村への報告

# (参考) 訓練の種類

## 参考・訓練の種類(1/3)

- 利用者を避難先に移動させる訓練としては、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練があります。
- 立退き避難訓練は、施設外の避難先に利用者を移動させる訓練です。
- 屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練です。
- 可能であれば、訓練は職員のみならず、避難支援協力者の参加も得て行うようにしましょう。

訓練種類	立退き避難訓練	屋内安全確保訓練
訓練 イメージ	施設内移動 ⇒ 車両への移動、徒歩⇒ 避難先(利用者の支援)  	施設上階への移動(階段・エレベーター)⇒ 上階での利用者の支援  

出典：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」より加工して作成  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>



# (参考) 訓練の種類

## 参考・訓練の種類(2/3)

- 図上訓練は、避難先までの立退き避難訓練や屋内安全確保訓練のシミュレーションを行う訓練です。情報収集・情報伝達訓練を合わせて行う場合があります。
- 情報収集・情報伝達訓練は、避難に必要な防災気象情報や避難情報を収集し、その情報を職員や避難支援協力者等に伝達する訓練です。
- 避難経路等の確認訓練は、現地を実際に見て、避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。

訓練種類	図上訓練	情報収集・情報伝達訓練	避難経路等の確認訓練
訓練 イメージ	・地図等を活用したイメージ訓練     	・日頃からの気象情報等の確認    ・施設内での情報伝達訓練     	・避難先までの移動時間の確認    ・大雨時における安全性の確認     

出典：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」より加工して作成  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>

# (参考) 訓練の種類

## 参考・訓練の種類(3/3)

- 設備・装備品・備蓄品・持ち出し等の確認訓練は、避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品の在庫確認、避難先への持ち出し品を準備する訓練です。

訓練の種類	設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練
訓練イメージ	・利用者の避難に必要なものを確保    ・避難先にて必要なものを確保    ・移動しやすい場所にあるかの確認     

### 【参考】屋内安全確保で避難するときの注意点

- 施設内に数日間過ごせる量の食糧や水、薬を備蓄しておきましょう。
- 停電、断水、ガスの供給停止に備え、施設内に数日間過ごすための懐中電灯、非常用電源、携帯用トイレ等を備蓄しておきましょう。



### 【参考】避難支援に必要な設備や機材等

- エレベーターの活用に加え、非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保しましょう。
- 避難及び避難先における支援に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておきましょう。

※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの



※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段



非常用発電機



スロープ



出典：社会福祉法人新明会 6

出典：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」より加工して作成  
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/e-learning.pdf>

# 訓練実施結果報告書（様式例）

# 訓練実施結果報告書

[illegible]

※訓練の写真を添付してください。

(社会福祉施設)



# 施設型 タイムライン作成参考資料

## 記載例

施設型タイムラインの設定		統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
防災気象情報、避難情報					
<b>■ 早期注意情報</b> 警戒レベル1 <b>(警報級の可能性)</b>		- 状況把握、指揮    - 体制確立の判断    - 事前休業の判断	- 気象情報等収集    - 施設職員への情報伝達	(避難誘導体制の確認)     (避難ルートの確認)	(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)
<b>■ レベル2大雨注意情報</b> 警戒レベル2 <b>■ レベル2氾濫注意情報</b> <b>■ レベル2氾濫注意情報</b> <b>■ レベル2土砂災害注意情報</b> <b>■ レベル2高潮注意情報</b>		- 状況把握、指揮    - 施設職員等召集     (避難開始判断)	- 防災気象情報、避難情報、避難先情報等の収集    - 施設職員や避難支援協力者へ連絡	- 避難誘導体制の確認    - 避難ルートの確認     (避難誘導開始)	- 避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備    - 移動用車両の手配
<b>■ 高齢者等避難</b> 警戒レベル3 <b>■ レベル3大雨警報</b> <b>■ レベル3氾濫警報</b> <b>■ レベル3氾濫警戒情報</b> <b>■ レベル3土砂災害警報</b> <b>■ レベル3高潮警報</b>		- 状況把握、指揮    - 避難開始判断	- 防災気象情報、避難情報等の収集    - 利用者家族等への連絡    - 市町村等への連絡	避難誘導開始	- 要配慮者等の装備品の装着    - 移動用車両の確保    - 避難先への持ち出し品等を運搬
<b>■ 避難指示</b> 警戒レベル4 <b>■ レベル4大雨危険警報</b> <b>■ レベル4氾濫危険警報</b> <b>■ レベル4氾濫危険情報</b> <b>■ レベル4土砂災害危険警報</b> <b>■ レベル4高潮危険警報</b>		- 状況把握、指揮    - 避難先での利用者支援の監督     (緊急安全確保の判断)	市町村等への連絡	- 避難完了の確認    - 避難先での利用者支援     (緊急安全確保の誘導)	避難先での持ち出し品等の管理
<b>■ 緊急安全確保</b> 警戒レベル5 <b>■ レベル5大雨特別警報</b> <b>■ レベル5氾濫発生情報</b> <b>■ レベル5氾濫特別警報</b> <b>■ レベル5土砂災害特別警報</b> <b>■ レベル5高潮特別警報</b>		緊急安全確保			

# タイムライン作成手順



※想定時間は避難訓練を通して適切かどうか必ず確認する

# 計画作成後の取り組み

